

沼津商工会議所の特定退職金共済制度 給付額表

(新 企 業 年 金 保 険)

◇退職一時金の額

基本退職一時金の額と加算給付額との合計額が、お受取りになる退職一時金の額となります。

〈基本退職一時金〉

掛金月額と加入期間（掛金納付月数）に応じて、あらかじめ商工会議所特定退職金共済制度規約に金額が定められています。

〈加算給付〉

毎年の運用実績に応じて、毎年2月1日に基本退職一時金に加算される金額です。

◇遺族一時金の額

死亡時の退職一時金の額に、掛金1口について10,000円を加算した金額です。

◇年 金 月 額

退職時の退職一時金額を原資として計算した金額を、年4回（2・5・8・11月）、3カ月分をとりまとめて10年間にわたってお支払いします。

ただし、年金月額が20,000円未満の場合は一時金でお支払いします。

【基本退職一時金額、遺族一時金額および年金月額表】

(掛金月額1口1,000円について)

加入期間	掛金累計	基本退職一時金額	遺族一時金額	年金月額
1年	12,000円	11,360円	約21,360円	約——円
2	24,000	22,780	32,780	——
3	36,000	34,270	44,270	——
4	48,000	45,820	55,820	——
5	60,000	57,440	67,440	(500)
6	72,000	69,130	79,130	(600)
7	84,000	80,880	90,880	(700)
8	96,000	92,690	102,690	(800)
9	108,000	104,570	114,570	(900)
10	120,000	116,520	126,520	(1,010)
11	132,000	128,540	138,540	(1,110)
12	144,000	140,620	150,620	(1,220)
13	156,000	152,780	162,780	(1,320)
14	168,000	165,000	175,000	(1,430)
15	180,000	177,290	187,290	(1,530)
20	240,000	239,790	249,790	(2,070)
25	300,000	304,070	314,070	(2,630)
30	360,000	370,180	380,180	(3,200)

(注) 1. 年の途中で退職されたときの基本退職一時金額は、月単位で計算された額が支払われます。

2. 基本退職一時金額は商工会議所特定退職金共済制度規約に基づく金額ですが、経済変動や委託保険会社および委託割合の変更等により将来変更されることがあります。

3. 遺族一時金額および年金月額は基本退職一時金額を基準に計算しており、加算給付額は含まれておりません。

4. 最低年金月額（20,000円）に満たない場合は（ ）表示しています。この場合、一時金でお支払します。

◆ 過去勤務期間通算について ◆

この制度に加入する前に勤務期間のある従業員は、加入後の期間と通算して積立ができます。

(新規加入事業所のみ)

採用の
メリット

1. 被共済者の勤務期間にあわせて積立ができますので充実した退職金制度が確立できます。
2. このお取扱いによる掛金（過去勤務通算掛金）は、全額が損金または必要経費算入できます。

《お取扱いの内容》

1 制度加入前の勤務期間(過去勤務通算期間)の設定

- 入社日から制度加入日までの期間を「過去勤務通算期間」として被共済者ごとに設定してください。
- 過去勤務通算期間は10年を限度とします。(年未満の端数月は切捨て)

2 過去勤務通算口数

- 過去勤務通算口数は当初基本加入口数の範囲内で22口(22,000円)を限度とします。

3 過去勤務期間通算のお申込み

- 過去勤務期間の通算は被共済者全員について申込むことが必要です。一部の被共済者のみ過去勤務期間を通算することはできません。
 - 新規加入事業所・・・加入時にお申込みください。以後のお取扱いはできません。
 - 過去勤務通算口数の変更・・・通算口数を途中で変更することや廃止することはできません。

4 過去勤務通算掛金

- 過去勤務通算掛金は通算期間・通算口数および払込期間により個人ごとに計算されます。

5 過去勤務通算掛金の払込期間

- 払込期間は過去勤務通算期間と同一年数です。ただし、通算期間が6年以上の場合の払込期間は5年とします。

【過去勤務通算掛金(月額)表】

(過去勤務通算月額 1,000円につき)

過去勤務通算期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
掛金払込期間	1年	2年	3年	4年	5年	5年	5年	5年	5年	5年
過去勤務通算掛金	1,010円	1,010円	1,020円	1,020円	1,030円	1,240円	1,450円	1,660円	1,870円	2,090円

6 効力発生日

- 過去勤務期間通算のお申込みの効力発生日は基本掛金のお申込みの効力発生日と同様です。

7 お申込み手続とその後のお取扱い

- 所定の申込書によりお申込みください。
- 過去勤務通算掛金の収納

基本掛金と同様に取扱金融機関の口座より毎月22日に自動的に振替えられます。

※ご加入にあたっては、「沼津商工会議所 特定退職金共済制度」のパンフレットを必ずご確認ください。

制度委託保険会社

大同生命保険株式会社(事務幹事会社) アクサ生命保険株式会社 大樹生命保険株式会社